

郡上市で牛のヨーネ病が発生しました！**《発生概要》**

岐阜県郡上市：患畜 1 頭

発生年月日：令和 7 年 7 月 1 6 日

（家畜伝染病予防法第 1 7 条の規定に基づき殺処分）

【ヨーネ病とは】

- ・牛に頑固な下痢や消瘦、泌乳量の低下を起こす細菌性の慢性伝染病です。感染牛の糞便から経口感染し、数ヵ月～数年間の長い潜伏期間のあとに発症します。
- ・発症前であっても菌を排出するため、感染が拡大しやすい病気で、家畜伝染病（法定伝染病）に指定されています。

【ヨーネ病と診断された場合には】

- ・患畜となった牛は家畜伝染病予防法に基づき、殺処分します。
- ・患畜を殺処分することに対して、国から手当金が支払われます。
- ・摘発後は定期的に同居牛の検査を行い、清浄性を確認します。

【県外導入牛の検査】

- ・県外から乳用牛・肉用繁殖牛を導入する場合には、直ちにヨーネ病検査を受けましょう。
- 〈免疫学的検査：750円 / 頭、遺伝子学的検査：2,820円 / 頭〉
- ・すみやかに「牛の導入届出書」を提出してください。
 - ・陰性が確認されるまでは隔離して飼育しましょう。

【予防対策など】

- ・治療法やワクチンはありません。定期的な検査による感染牛の早期摘発・淘汰が重要です。
- ・日頃から、環境が病原菌に汚染されていることを疑い、敷料や牛糞はそのまま草地に還元せず、発酵温度65度以上になるように十分に切り返しを行い、堆肥化してから利用してください。

東濃家畜保健衛生所

TEL:0573-26-1111(内395) FAX:0573-25-7669

業務時間外の場合は警備室 0573-26-1114 にご連絡ください